

福島原発事故避難者裁判を応援してください！

福島原発事故避難者裁判・えひめ 控訴審 第6回口頭弁論のご案内

3月31日（水） 13時30分開廷

高松高等裁判所（高松市丸の内1 - 36）

13時までに、高松高裁1階待合室にお越しください。



今回で結審の見通しです。
どうぞ高松高裁にお集まり
ください。
傍聴席を満席にして、
市民注目の裁判であることを
裁判官にアピールしましょう。

東京電力福島第1原発の事故で福島県から愛媛に避難してきた23人が、国と東電に損害賠償を求めた裁判の控訴審第6回口頭弁論が3月31日、高松高裁（神山隆一裁判長）で開かれます。

一審松山地裁は2019年3月、原告勝訴の判決を出しました。東京電力だけでなく国の過失責任も明確に認めた評価できる内容でしたが、被告の東電と国は控訴しました。原告側も賠償額について納得できない、自主避難と強制避難で大きく差があることにも不満が残り、被害の実態に見合った賠償を求めて控訴し、高松高裁で闘いを続けています。

国は、福島第一原子力発電所に主要建屋の敷地高を超える津波が到来することについて予見可能性はなく、事故の結果回避可能性もなかったから、規制権限の不行使の違法性は認められないと主張し、東京電力は、中間指針（2011年8月に国が定めた賠償基準）に基づいてすでに十分な賠償額を支払っている、避難指示が解除になった地域は安全であり平和な生活の再建ができると主張しており、原告側はそれぞれへの反論を行っています。前回の法廷では東電側が、原告たちの人生を狂わせた取り返しのない悲惨な原発事故を起こした責任を忘れたかのような、原告の気持ちを逆なでする高圧的で傲慢なプレゼンテーションを行い、傍聴席では怒りが渦巻いていました。今回、法廷できっちりと反論をする予定です。

一審松山地裁に続き、高裁での勝訴を目指して、ご支援をお願いいたします。

福島原発事故避難者裁判を支える会・えひめ

松山市石手2丁目9-21 石手寺内

・089-916-3056 : fukusasaeru@yahoo.co.jp

